

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等 (支障の原因となっている規定等)	制度の所管 ・関係府省庁	団体名	〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
115	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	不登校対策の支援メニューの実施主体等の柔軟化	「校内教育支援センター支援員の配置事業」において、県が実施主体となり、国3分の1、県3分の2負担とするスキームを認めるとともに、事業効果定着のため新規校だけでなく継続校についても財政支援の対象とするなど、制度の見直しを求める。	・市町の規模や財政事情等により児童生徒への支援に不平等が生じる恐れがあるため、当県では県が実施主体となって事業を実施しているため、国庫補助の対象外となっている。 ・国庫補助の対象になったとしても、対象校は新規設置校のみで、既設校は財政支援の対象外のため、事業継続にあたって財政的な負担が大きい。	—	・実施主体の財政負担が軽減されることで、新規設置校の拡充につながる。 ・校内教育支援センター既設校が財政支援の対象となることで、事業効果の定着が図られる。 ・県が実施主体となることで、財政事情による自治体間の格差がなくなり、不登校児童生徒への支援が平等に実施される。	—	文部科学省	福井県	札幌市、花巻市、上尾市、川崎市、相模原市、金沢市、大阪府、徳島県、高松市、熊本市、大分県、宮崎県	○補助対象経費として認められているのが、会計年度任用職員に対する報酬費、期末手当及び勤勉手当に限られ、報償費の支給が認められていないため、支援員の人材確保が困難である。 ○対象校は新規設置校のみで、既設校は財政支援の対象外のため、事業継続にあたって財政的な負担が大きい。対象校への補助期間は3年以内のため、積極的な新規設置が進まず、不登校児童生徒への支援が行き届かない。 ○国庫補助の対象校は新規設置校のみで、既設校は財政支援の対象外のため、事業継続にあたって財政的な負担が大きい。 ○当市は校内教育支援センターの既設校であることから国庫補助の対象外となっているが、事業継続にあたって財政的な負担が大きいことから、既設校についても補助対象の拡充を求める。 ○事業実施スキームについては、政令指定都市における取扱いも併せて策定いただきたい。また当市では、校内教育支援センター設置事業としてではなく、不登校対策事業の一部として事業運営を行っているため、国の設置基準から外れる形で既設校についても補助対象外となっている。校内教育支援センターの設置基準を実情に沿う形で設定いただいた上で、既設校を財政支援対象とすることに賛同する。	本事業では、校内教育支援センターを拠点に、学習指導や相談指導を行う指導員の配置を支援することで、これまで校内教育支援センターを設置していなかった学校が、新たに校内教育支援センターを設置し、在籍学校での学びに向かいつつある不登校児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対する支援を広げていくことを想定しています。 その上で、本事業では、学校設置者である市町が校内教育支援センターを設置し、不登校支援の中核である教育支援センターと連携しながら運営することで、各自自治体における不登校支援をより一層効果的に実施していただきたいと考えています。 そのため、提案への対応は困難ですが、引き続き、本事業の着実な実施等を通じて、誰一人取り残されない学びの保障に向けて、取り組んでまいりたいと考えています。
240	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	地方スポーツ振興費補助金における部活動指導員への補助要件の見直し	地方スポーツ振興費補助金(中学校における部活動指導員の配置支援事業)における補助要件(同一学校同一部活動における配置が5年以内)の見直しを求める。	【現行制度】 当県では、平成30年度から各市町村において地方スポーツ振興費補助金(中学校における部活動指導員の配置支援事業)を活用し、部活動指導員を配置することで、生徒が専門的な指導を受けられる体制整備や教員の働き方改革に繋がっている(令和6年実績:15市町村69名)。しかし、地方スポーツ振興費補助金交付要綱の別記2において、補助要件が「同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が5年以内のものに限る。ただし、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、部活動の地域連携及び地域移行に資する取組を実施する場合は、この限りでない」と規定されており、現行規定では、令和8年度以降、5年以上活動する部活動指導員への補助がなくなる見込み。 【支障事例】 国の方針では、学校から部活動を切り離し地域移行していく観点から補助要件を5年以内と限定しており、まずは休日の地域移行を目指すこととしている。 部活動指導員は、生徒への専門性が高い指導はもとより教員の働き方改革に繋がる必要な存在である。 部活動指導員は休日のみならず、平日も活動しており、平日の部活動においては、地域移行を実施できない市町村も多数あり、引き続き部活動指導員を活用しなければ部活動の継続が困難な状況が想定される(当県想定継続が困難な部活動数:20部活動/65部活動)。 【支障の解決策】 地方スポーツ振興費補助金(中学校における部活動指導員の配置支援事業)交付要綱別記2の補助要件を見直し、5年を超えても引き続き部活動指導員配置に対する補助を可能とする。	—	継続して部活動指導員が配置されることで、生徒への専門性の高い指導や教員の働き方改革が実現できる。また、部活動の地域連携が充実し、部活動の地域展開へと繋がっていく。	地方スポーツ振興費補助金(地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業)交付要綱	文部科学省	高知県、福島県、香川県、愛媛県、土佐市、土佐町	岩手県、花巻市、ひたちなか市、川崎市、海老名市、富山県、金沢市、滋賀県、兵庫県、岡山県、高松市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県	○平日の部活動は当面実施のため、部活動指導員の活用が必要となる。 ○教員以外が指導や引率をする場合、保護者の理解や生徒との信頼関係が重要であり、部活動指導員の配置から5年以上が経過し、各地区での配置も増加傾向にある。その中で、地区独自で配置することは困難な地区が多く、継続を希望する。 ○部活動の地域移行は時間を要するケースもあり、引き続き部活動指導員を活用しなければ部活動の継続が困難な状況が想定される。部活動指導員は、生徒への専門性が高い指導はもとより教員の働き方改革に繋がる必要な存在であり、5年を超えても引き続き部活動指導員配置に対する補助が必要である。 ○当県においても、文部科学省が進める部活動の地域連携・地域移行の方針に基づき、学校部活動の持続可能な体制構築と地域スポーツ環境の整備を着実に進めている。こうした中、現在の「地方スポーツ振興費補助金交付要綱 別記2」における補助要件では、令和8年度以降、5年以上継続して活動する部活動指導員に対する補助が打ち切られる見込みとなっている。しかしながら、当県では今後の地域展開を見据え、安定的かつ継続的な指導体制を構築するために、経験豊かな部活動指導員の継続的な配置・確保が極めて重要な課題となっている。特に、地域人材に限られた地方部においては、5年を超えて指導を継続する人材が必要不可欠であり、補助制度の見直し継続配置を妨げる要因となることは、地域移行の円滑な推進に大きな支障を来すことが懸念される。 ○当県でも、同一の学校において同一の部活動への配置が5年を超える部活動指導員が複数名いる状況であり、令和8年度以降も補助対象となるよう補助要件を見直しいただきたい。 ○現在、部活動指導員8名を採用し、4中学校で6種目の部活動指導員を行っている。今後、部活動の地域展開として、学校を中心とした「拠点校方式」による部活を予定しており、その指導には部活動指導員を配置することとしている。当該、地方スポーツ振興費補助金の拡充を強く希望する。 (令和6年度実績) 部活動指導員報酬:3,676千円 地域スポーツ振興費補助金:1,652千円 ○「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ(素案)においても、「部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要がある」と示されていることから、地域移行推進の観点からも現制度の見直しは必要と考える。	令和8年度以降の中学校における部活動指導員の配置支援の実施に当たっては、令和7年12月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、部活動指導員の配置は学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っており、引き続き支援を行っていく必要があるとされたことなどを踏まえ、国からの補助金の補助要件を見直し、これまで同一学校同一部活動における配置は5年以内としてきた要件を廃止しています。これにより、支障事例として示されている同一学校同一部活動において5年以上継続して活動する部活動指導員に対する補助が打ち切られるとの御懸念は解消されることとなります。